明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○保険業法第三百八条の二第一項の指定を受けて紛争解決等業務を行う者の主たる事務所の所在地の変更に関する件（**金融庁**二六）　一
○著作権法第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者の指定の件（**文化庁**一八）　一
○財団法人食品流通構造改善促進機構の名称変更の届出があった件（**農林水産**一一三）　一
○保安林の指定をする件（**同**一一四～一一五）　一
○中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件（**経済産業**一一二）　三
○船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件（**国土交通**四三一、四三二）　四
○平成二十三年度の我が国における温室効果ガスの排出量を公表する件（**環境**四三）　四
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（**防衛**六七～七〇、七四）　五
○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（**同**七一）　五
○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**同**七二）　六
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**同**七三、七五、七六）　六
○海上における射撃訓練を実施する件（**同**七七、七八）　六
○道路に関する件（**東北地方整備局**一一八）　七
○道路に関する件（**関東地方整備局**二二二）　七
○自動車専用道路に関する件（**同**二二三）　七
○道路に関する件（**中国地方整備局**八九）　七
○道路に関する件（**四国地方整備局**四七、四八）　七
○道路に関する件（**九州地方整備局**八八～九〇）　八
○道路に関する件（**北海道開発局**五七）　八

〔国会事項〕

国家試験　二
平成二十五年度国会議員政策担当秘書資格試験の施行について（国会議員政策担当秘書資格試験委員会）　二

〔公告〕

諸事項　二

〔人事異動〕

法務省　公安調査庁　公安審査委員会　二

〔皇室事項〕

官庁事項　二

〔官庁報告〕

法務省防災業務計画の修正要旨の公表について（法務省）　二
労働　三
最低賃金の廃止決定に関する公示（北海道労働局最低賃金公示一）　三
最低工賃の廃止決定に関する公示（熊本労働局最低工賃公示一）　三

官庁　三
有権者申出方、社会保険労務士懲戒処分関係　三
裁判所　三
公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三
特殊法人等　三
刑務共済組合定款の一部変更関係　三
地方公共団体　三〇
教育職員免許状失効関係　三〇
会社その他　三〇

告示

○金融庁告示第二十六号

一般社団法人日本損害保険協会より保険業法（平成七年法律第百五号）第三百八条の十八第一項の規定による届出（同法第三百八条の三第一項第三号に定める主たる事務所の所在地の変更）があったので、同法第三百八条の十八第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年四月十二日

金融庁長官　畑中龍太郎

一　変更前の主たる事務所の所在地　東京都千代田区神田淡路町二丁目九番地

二　変更後の主たる事務所の所在地　東京都千代田区神田淡路町二丁目百五番地

三　変更の年月日　平成二十五年四月一日

○文化庁告示第十八号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げる者を平成二十五年三月二十八日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。

平成二十五年四月十二日

文化庁長官　近藤　誠一

町田音訳グループ・朗奉

○農林水産省告示第千百十三号

食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第十一条第三項の規定に基づき、財団法人食品流通構造改善促進機構から名称変更の届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年四月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　変更前の指定法人の名称　財団法人食品流通構造改善促進機構

二　変更後の指定法人の名称　公益財団法人食品流通構造改善促進機構

三　変更年月日　平成二十五年四月一日

○農林水産省告示第千百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年四月十二日

農林水産大臣　林　芳正